

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）予算額 650,000千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,681,514	1,021,713	0	37,303	61,533	560,965
	高齢者福祉事業	390,383	197,678	0	17,971	17,272	157,462
	児童福祉事業	4,058,478	1,564,604	0	390,379	207,929	1,895,566
	母子福祉事業	50,691	24,605	0	1,310	2,449	22,327
	生活保護扶助事業	1,026,051	759,382	0	6,018	25,765	234,886
	その他	85,794	1,131	0	1,407	8,230	75,026
	小計	7,292,911	3,569,113	0	454,388	323,178	2,946,232
社会保険	国民健康保険事業	704,000	281,146	0	0	41,799	381,055
	介護保険事業	946,500	6,625	0	0	92,906	846,969
	後期高齢者医療事業	1,121,400	159,000	0	0	95,132	867,268
	小計	2,771,900	446,771	0	0	229,837	2,095,292
保健衛生	高齢者医療事業	227,800	93,831	0	20,000	11,266	102,703
	疾病予防事業	263,083	3,842	0	15,457	24,098	219,686
	健康増進事業	472,707	8,381	0	25,337	43,392	395,577
	母子保健事業	89,554	4,904	0	1,792	8,190	74,668
	診療所運営事業	189,368	0	0	87,810	10,039	91,519
	小計	1,242,512	110,958	0	150,396	96,985	884,153
合計	11,307,323	4,126,842	0	604,784	650,000	5,925,677	

※ 平成26年4月に消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。